

船舶設備規程等の一部を改正する省令案新旧対照条文

○	船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）（第一条関係）	1
○	船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）（第二条関係）	3
○	船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）（第三条関係）	6
○	船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）（第四条関係）	10

改 正 案	現 行
<p>（防音措置等）</p> <p>第百十五条の四の二 総トン数一、六〇〇トン以上の船舶（平水区域を航行区域とする船舶並びに船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）には、次に掲げる防音措置を講じなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>一 騒音レベル（管海官庁が適当と認める方法により得られた値）が船内の場所ごとに告示で定める値を超えないようにすること。</p> <p>二 居住区域内の隔壁及び甲板は、その遮音性能について告示で定める要件に適合するものを用いること。</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、同項の船舶には、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 著しい騒音から船員を保護するための告示で定める設備及び備品を備えること。</p> <p>二 船内の騒音の状況について記載した騒音調査報告書を作成し、これを船内に備え置くこと。</p> <p>（機関区域）</p> <p>第百十五条の二十四（略）</p> <p>2 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする総トン数一、六〇〇トン未満の船舶（総トン数五〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事する旅客船以外のもの及び係留船を除く。）の機関区域内の騒音が管海官庁の指定する値を超える場合には、管海官庁が適当と認める防音等のための措置を講じなければならない。</p>	<p>（防音措置）</p> <p>第百十五条の四の二 国際航海に従事する総トン数一、六〇〇トン以上の船舶の船員室等及び船橋には、適当な防音措置を講じなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>（新設）</p> <p>（機関区域）</p> <p>第百十五条の二十四（略）</p> <p>2 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶（総トン数五〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事する旅客船以外のもの及び係留船を除く。）の機関区域内の騒音が管海官庁の指定する値を超える場合には、管海官庁が適当と認める防音等のための措置を講じなければならない。</p>



○ 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第1（第22条、第65条の6、第66条関係）			
(略)		(略)	
製造に係る予備検査	(略)	(略)	(略)
	表面仕上材	1個につき	1,150円
	居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料	1個につき	7,900円
	高速排気装置	1個につき	5,000円
(略)		(略)	
別表第1の2（第66条関係）			
(略)		(略)	
製造に係る予備検査	(略)	(略)	(略)
	表面仕上材	1個につき	1,150円
	居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料	1個につき	7,900円
	高速排気装置	1個につき	5,000円
別表第1（第22条、第65条の6、第66条関係）			
(略)		(略)	
製造に係る予備検査	(略)	(略)	(略)
	表面仕上材	1個につき	1,150円
	高速排気装置	1個につき	5,000円
	(略)		(略)

査	(略)	(略)
(略)		

別表第2 (第66条関係)

(略)		(略)
製造に係る予備検査	(略)	(略)
表面仕上材	1個につき	1,050円
居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料	1個につき	7,400円
高速排気装置	1個につき	4,600円
(略)	(略)	(略)
(略)		

査	(略)	(略)
(略)		

別表第2 (第66条関係)

(略)		(略)
製造に係る予備検査	(略)	(略)
表面仕上材	1個につき	1,050円
高速排気装置	1個につき	4,600円
(略)	(略)	(略)
(略)		

別表第2の2 (第66条関係)

(略)		(略)
製造に係る予備検査	(略)	(略)
表面仕上材	1個につき	1,050円
居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料	1個につき	7,400円
高速排気装置	1個につき	4,550円
(略)	(略)	(略)

別表第2の2 (第66条関係)

(略)		(略)
製造に係る予備検査	(略)	(略)
表面仕上材	1個につき	1,050円
高速排気装置	1個につき	4,550円
(略)	(略)	(略)

(略)

(略)

改正案	現行
<p>（認定）</p> <p>第三条 法第六条ノ二の認定（以下この章において「認定」という。）は、次に掲げる船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事の能力について行う。</p> <p>一 一十四（略）</p> <p>十五 居住区域内に設ける隔壁及び甲板の材料</p> <p>十六 五十八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（認定の基準）</p> <p>第五条 認定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる人員を有すること。</p> <p>ロ 次のいずれかに該当する者であつて、認定に係る製造工事若しくは改造修理工事又は自主検査を行う人員を直接監督するもの</p> <p>(1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学、学校教育法による高等専門学校、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めて告示で指定した学校において、次の表の上欄に掲げる認定に係る船舶又は物件の区分に応じ、同表の下欄に掲げる学科における所定の課程を修めて卒業し、かつ、当該事業場における認定に係る船舶又は物件の製造工事若しくは改造修理工事又は自主検査について、学校教育法又は旧大学令による大学の卒業生（学校教育法による短期大学の卒業者を除く。）にあつては</p>	<p>（認定）</p> <p>第三条 法第六条ノ二の認定（以下この章において「認定」という。）は、次に掲げる船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事の能力について行う。</p> <p>一 一十四（略）</p> <p>十五 五十七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（認定の基準）</p> <p>第五条 認定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる人員を有すること。</p> <p>ロ 次のいずれかに該当する者であつて、認定に係る製造工事若しくは改造修理工事又は自主検査を行う人員を直接監督するもの</p> <p>(1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学、学校教育法による高等専門学校、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めて告示で指定した学校において、次の表の上欄に掲げる認定に係る船舶又は物件の区分に応じ、同表の下欄に掲げる学科における所定の課程を修めて卒業し、かつ、当該事業場における認定に係る船舶又は物件の製造工事若しくは改造修理工事又は自主検査について、学校教育法又は旧大学令による大学の卒業生（学校教育法による短期大学の卒業者を除く。）にあつては</p>

三年以上、その他の者にあつては五年以上の経験を有する者

認定に係る船舶又は物件	学 科
(略)	(略)
三 第三条第一項第九号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第十八号から第二十号まで、第三十九号又は第四十号に掲げるもの	化学に関する学科
四 第三条第一項第十三号、第四十二号、第五十一号又は第五十四号から第五十八号までに掲げるもの	電気又は機械に関する学科
五 第三条第一項第十六号、第十七号、第二十一号から第三十八号まで、第四十一号、第四十三号、第四十五号、第四十六号、第四十九号、第五十号、第五十二号又は第五十三号に掲げるもの	機械に関する学科
六 第三条第一項第四十四号、第四十七号又は第四十八号に掲げるもの	化学又は機械に関する学科
(2) (略)	
ハ (略)	
三〇八 (略)	
二 (略)	
別表第1 (第5条関係)	
区分	設備
(略)	(略)

三年以上、その他の者にあつては五年以上の経験を有する者

認定に係る船舶又は物件	学 科
(略)	(略)
三 第三条第一項第九号から第十二号まで、第十四号、第十七号から第十九号まで、第三十八号又は第三十九号に掲げるもの	化学に関する学科
四 第三条第一項第十三号、第四十一号、第五十号又は第五十三号から第五十七号までに掲げるもの	電気又は機械に関する学科
五 第三条第一項第十五号、第十六号、第二十号から第三十七号まで、第四十号、第四十二号、第四十四号、第四十五号、第四十八号、第四十九号、第五十一号又は第五十二号に掲げるもの	機械に関する学科
六 第三条第一項第四十三号、第四十六号又は第四十七号に掲げるもの	化学又は機械に関する学科
(2) (略)	
ハ (略)	
三〇八 (略)	
二 (略)	
別表第1 (第5条関係)	
区分	設備
(略)	(略)

防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料、防火戸の動力開閉装置又は居住区内に設ける隔壁若しくは甲板の材料	1～3 (略) 4 その他認定に係る防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料、防火戸の動力開閉装置又は居住区内に設ける隔壁若しくは甲板の材料の製造工事のための作業に必要な機械	(略)
(略)	(略)	(略)

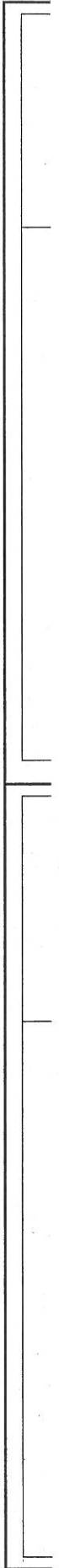
別表第2 (第5条関係)

区分	設備	備
(略)	(略)	(略)
冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の防熱材の防湿用表面材若しくは接着剤又は表面仕上材	(略)	(略)
居住区内に設ける隔壁又は甲板の材料	1 遮音性試験に必要な設備 2 その他認定に係る居住区内に設ける隔壁又は甲板の材料の検査に必要な設備	(略)
鋼材又は鋼材以外の金属材料	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料又は防火戸の動力開閉装置	1～3 (略) 4 その他認定に係る防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料又は防火戸の動力開閉装置の製造工事のための作業に必要な機械	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第2 (第5条関係)

区分	設備	備
(略)	(略)	(略)
冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の防熱材の防湿用表面材若しくは接着剤又は表面仕上材	(略)	(略)
鋼材又は鋼材以外の金属材料	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)



○ 船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

異

行

別表第一（第3条、第29条関係）

別表第一（第3条、第29条関係）

型式承認及び検定	型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)
(略)	(略)	(略)
表面仕上材	88,300	1個につき 230
居住区域内に設ける隔壁 又は甲板の材料	121,700	1個につき 1,300
高速排気装置	203,100	1個につき 1,250
(略)	(略)	(略)

型式承認及び検定	型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)
(略)	(略)	(略)
表面仕上材	88,300	1個につき 230
高速排気装置	203,100	1個につき 1,250
(略)	(略)	(略)

別表第一の二（第29条関係）

別表第一の二（第29条関係）

型式承認及び検定	型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)
(略)	(略)	(略)
表面仕上材	88,100	1個につき 230
居住区域内に設ける隔壁 又は甲板の材料	121,500	1個につき 1,300
高速排気装置	202,900	1個につき 1,250

型式承認及び検定	型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)
(略)	(略)	(略)
表面仕上材	88,100	1個につき 230
高速排気装置	202,900	1個につき 1,250

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

別表第二 (第 29 条関係)

		検定 (単位 円)
検定	(略)	(略)
	表面仕上材	1 個につき 200
	居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料	1 個につき 1,250
	高速排気装置	1 個につき 1,100
	(略)	(略)

		検定 (単位 円)
検定	(略)	(略)
	表面仕上材	1 個につき 200
	高速排気装置	1 個につき 1,100
	(略)	(略)

別表第二 (第 29 条関係)

別表第二の二 (第 29 条関係)

		検定 (単位 円)
検定	(略)	(略)
	表面仕上材	1 個につき 200
	居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料	1 個につき 1,200
	高速排気装置	1 個につき 1,100
	(略)	(略)

別表第二の二 (第 29 条関係)

		検定 (単位 円)
検定	(略)	(略)
	表面仕上材	1 個につき 200
	高速排気装置	1 個につき 1,100
	(略)	(略)